

原本不良

捕獲事件記録

書記	檢察官	擔任評定官	拿捕船名	受理年月日	事件番號
稗垣 永白	吉賀	澁谷 小野	了抹國 ハウスボート サンデー	昭和十八年十二月二十五日	第六七九號
抗議期間満了日	終局年月日	訴願期間満了日	拿捕シタル艦船部隊	及指揮官	拿捕シタル艦船
昭和十九年九月二十九日	昭和十八年九月八日	昭和十九年八月十九日	上海港務部長		

佐世保捕獲審檢所

南長48

佐世保第十九號

六二

昭十八年十二月二十五日

サンデー

昭和八年二月八日 佐捕甲第九九號 予以テ擔任評定官指名ノ件檢察官ニ通知済

昭和八年二月二十八日 佐捕乙第九二八號 予以テ事件受理ノ件内閣ニ報告済

昭和十九年二月三日 佐捕乙第九二八號 予以テ擔任評定官変更ノ件檢察官ニ通知済
 昭和十九年十月一日 佐捕乙第四〇七號 予以テ檢定確定ノ旨内閣ニ報告済
 昭和十九年十月四日 檢察官ヨリ佐鎮長官宛檢定執行方囑託済

佐捕乙第四二四號ヲ以テ

文書ノ標目	丁數	備考
送附書	一	
船舶會捕ニ關シテ調書	二	
聽取書(齋藤英方部)	三	
第二回聽取書(齋藤英方部)	六	
聽取書(ビーデー・リンドストロム)	八	
第二回聽取書(ビーデー・リンドストロム)	一〇	
押収目錄	一四	
證第一號 送本	一五	
聽取書(ロースマン) 送本	一六	
(井本敏雄)	一九	
調書	二一	
意見書	二二	

目錄

左世呆甫獲齋會所

文書ノ標目
 公告掲載時(及)取送之日(本々(1/3))
 書面資料(中)一巻
 佐世保捕獲所長官殿
 送致書

丁	數	備	考
	二三		
	二四		
	二五		

佐捕第二十一號 日本標準規格B列四號

上港機密第 號

昭和十八年十二月十六日

上海港務部 長



佐世保捕獲所長官殿
送致書

其

ハウスボート (Lucky)

右拿捕船舶ニ付審檢手續相成度別紙船舶合乗捕
 關スル調書相添、此段及送致候

以上

693

100

文書ノ標目
丁數備考

公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...
 公家揚武町...

ハクスボート (Haksu Boat)

送送船

送送船

送送船

送送船

送送船



任職第二十一號 日本郵船株式會社

1274

船舶合手捕ニ関スル調書

ハウスポート

(Dandy)

- 1 合手捕船舶ノ要目
- 2 國籍 船種 及 船名
- 3 船
- 4 當時揚揚ノ有無
- 5 總噸數
- 6 建造進水年月日
- 7 船長其他乘員國籍住所氏名
- 8 所有者國籍住所氏名(及法人名稱)

不詳

以上ハ軍ニ於テ豫ネテ自他集調査シ居ラシムル情報及次頁料等ニ依リ判明セリ

ニ本官官ハ支那方面艦隊司令長官官ノ命ニ基キ第一等警戒隊指揮官ノ命ニ依リ前記船舶ヲ臨檢シタリ

三本官官前記船舶内ヲ搜索シタル結果第一項記載ノ如ク敵性ヲ有スルコト明瞭ニシテ合手捕スルキモノナルコトヲ確認シ第

一 警言戒隊指揮官、命ニヨリ之ヲ拿手捕シタリ
 二 臨檢合手捕、日 昭和十六年十一月八日
 三 同 場所 中華民國上海港内
 四 本官ハ當時船内ニ船舶書類、通貨有價證券、
 貨真重品及載貨有無ニ付、調査シタルニ之ヲ發見
 セス

昭和十六年十一月八日
 第一警言戒隊江上警言戒隊
 臨檢士官 齋藤方郎
 齋藤

聽取書

ハウスボートヤシダニ	捕獲事件ニ付昭和十九年
三月二十四日	中華民國上海市上海港務部ニ於テ
評定官 澁谷八州天	ニ對シ 海軍大尉
齋藤方郎	ノ爲シタル申供左ノ如シ
一 氏名ハ	齋藤方郎
一 年齢ハ	當田 四十年
一 職業ハ	上海港務部部員海軍大尉
一 國籍ハ	帝國
一 住所ハ	上海港務部
一本官ハ	昭和十六年十二月八日帝國が米國 及英國ニ對シテ宣戰シタ直後ニ上官

ノ命令ニ依リ本件船舶ハヨムホトヨクヲ拿
 捕致シマシタ其ノ手續ハ本官作成ノ御示シノ
 船舶拿捕ニ關スル調書ノ通リデアリマス
 夫レテ本官ガ施行シタ手續ノ經過ハ同調
 書デ御了解ヲ願ヒマス
 一 本件船舶ノ總噸數ハ他ニ同ジ程度ノモノ
 ガ多クカッタノデ船体ハ長サ幅深サ等デ特
 定スル様ニシテ置イタノデアリマス
 一寸見タ丈ケテハ總噸數ハ必ズシモ正確
 ニ測ルコトガ出来ナイノデ同ジ様ナ船
 舶ノ混同ヲ避ケル爲之ヲ表示シナカツ
 タノデアリマス

第九號ノ一 日本標準規格B列四號



一 本件船舶ハ拿捕當時ニハ國旗ヲ
 掲ゲテ居マセヌデシタ併シ豫テ
 カラノ調査ニ依ルト同船舶ガ
 主トシテ英國人ニ依ツテ組織經
 營セラレテ居タ上海ヨツト俱樂部
 部ノ泊地ニ出入シ又ハ其ノ附近ニ
 繋留セラル、モノデアルコトハ明
 カデアツタノデアリマス又拿捕ノ際
 我ガ同盟國人若ハ中立國人ノ所
 有ニ屬スルモノト認メラル、根據モ
 全然ナカッタノデアリマスソシテ本件
 船舶ハ同時ニ拿捕シタ他ノ英米船

船ノ中ニ混在シテ居タノデ大体英米國
 人ノ所有ニ屬スルモノト認メラル、情況
 ニ在ツタノデ拿捕シタ次第デアリマス
 其ノ後念ノ爲御廳第六九七號事件
 ニ提出シタ税關報告書副本ニモ明
 カナヤウニ税關等ニ照會シ其ノ所有
 者ヲ取調べマシタが依然同盟國人
 若ハ中立國人ノ所有ナルコトハ判明
 シナカッタノデアリマス
 一現在利害關係人ハ所在不明トカ各
 所ニ收容中トカテ取調ハ殆ト不
 可能カト思ハレマス



右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

通事 (無)

申供者 藤 芳 郎

馬木武良

藤 芳 郎



第二回聽取書

ハクスボートサンデー 捕獲事件ニ付昭和十九年

四月十四日 中華民國上海市上海港務部 ニ於テ

評定官 澁谷八州夫 ニ對シ 海軍大尉

齊藤方郎 ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 齊藤方郎

一 年齢ハ 當四十年

一 職業ハ 上海港務部部員海軍大尉

一 國籍ハ 帝國

一 住所ハ 上海港務部

一 本件船舶ノ平常ノ動靜ハ前回申上ケテ通り
デアリマス

左世民市憲警廳

Blank page with faint grid lines and ghosting of text from the reverse side.

一、然シ本件船舶ハ上海港、下流、方ニ在ル
浦東東溝クリークデ拿捕シタモノデアリ
マス

一、同クリークハ上海ヨット俱樂部、在ル上海港
、上流閘行ヨリ相當離レテ居リマス然シ
同クリークニハ平常英米國人ガハウス
ボートトマヨット等ヲ繫イテ居リ英國
人、船モ其處デ拿捕シタノガアリマス夫
レニ本件船舶ニ付テハ掲揚國旗モナク我
同盟國又ハ中立國、船舶タル證據カ見
當ラナカッタ、デ一應敵船トシテ拿捕
シタ、デアリマス

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

通事

申供者

(總)

高安方印

佐世保捕獲審檢所
評定官
佐世保捕獲審檢所
書記

昭和十八年十月九日上海在勤海軍武官府ニ於テ支那方面
 艦隊拿捕船舶処理委員会委員井本敏雄ニ対シ
 ビー・デー・リンドストローム (B. D. Lindstrom) ハ左ノ陳述ヲ
 行セリ
 氏名 ビー・デー・リンドストローム (B. D. Lindstrom)
 現任所 上海市ル・ミスカ (Rue Maresca) ニ五三ノハート
 年齢 四十四才 (一九九九年五月三十日)
 職業 冷蔵庫・ラダ才販賣
 出生地 神戸
 国籍 丁株
 一、私ハ神戸デ生レ日本デ三月廿七才時 アメリカニ渡

聽取書

昭和十八年十月九日上海在勤海軍武官府ニ於テ支那方面
 艦隊拿捕船舶処理委員会委員井本敏雄ニ対シ
 ビー・デー・リンドストローム (B. D. Lindstrom) ハ左ノ陳述ヲ
 行セリ



氏名 ビー・デー・リンドストローム (B. D. Lindstrom)
 現任所 上海市ル・ミスカ (Rue Maresca) ニ五三ノハート
 年齢 四十四才 (一九九九年五月三十日)
 職業 冷蔵庫・ラダ才販賣
 出生地 神戸
 国籍 丁株

一、私ハ神戸デ生レ日本デ三月廿七才時 アメリカニ渡

リカリフォルニア大学卒業後一九二五年再び日本に歸り
 日本コロムビア蓄音器会社に入社一九四〇年十二月迄勤メテ
 居リマシタガ、一九四一年三月頃 (Radio Corporation of America)
 (米)上海支店長トシテ上海ニ来リマシタ
 一ゲート・マリー (Kate Mary) 及サンデー (Sunday) 一九四二年五月頃
 友人英米煙草会社社員 (ロズマン氏より二〇〇〇円 (法幣) テ買
 ヒマシタ。
 ワーグマン氏ハコノ二隻トモ英人デーヴィス (Davis) 氏ヨリ買ヒ七三十日
 位所有シタ後私ニ賣リツタト聞イテ居マス
 買取ツチカラノ東溝クリークニ配糸留シテ週末ニ之ヲ利用シテ
 居マシタカ上海港城外ニハ出ナイデ上海海關ノエリバスハ取得シマセ
 ンデシタ

一十月丁林領事館ニ登録シ様トシタ処前所有者ノ登録
 證書ヲ持ツテ来イトシラレタデ辨別シテデーヴィス氏名義デ
 上海英國領事館ニ英國籍ニ登録サレテ居ル一ガワカリマシタ。
 依テ英國領事館ノ係官ニテ二隻ノ船ハ私が買ツタモノデアルト
 説明シマシタ係官ハ戰時中英國船ハロンドン政府ノ許可ナクシテ
 ハ小船一隻ト雖モ賣ルコトハ出来又規則ニナツテ居ルト云ハレマシタデ
 之ガ善後処置ニ付色々奔走中大東亞戦争勃発シ
 サンデーゲートマリー共ニ日本海軍ニ依リ拿捕サレマシタ。
 右陳述ニ相違ナキコトヲ確認シ左ニ四名名セリ

B. D. Lindstrom

支那方面艦隊拿捕船舶処理委員会委員
 海軍大尉 井本敏雄 (印)

右謄本也

昭和二十年十月十四日

支那方面艦隊司令部捕船舶処理委員会委員

海軍大尉

井本敏雄

印

右謄本也

昭和十九年六月二日

佐世保捕獲室検所書記

福垣鉄夫

印



(捕獲事件第六七八号事件記録之綴綴 原本ニ依リ之ヲ作成ス)

聽取書

今スボートケットナリ 捕獲事件ニ付昭和十九年

三月 二十日中華民国上海市在在海軍武官府ニ於テ

評定官 徳谷八州夫 ニ對シ

リドストローム ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名 ハ ビーデーリドストローム (B. D. Lindstrom)

一 年齢 ハ 當歳 四十五年

一 職業 ハ 冷蔵庫ラダヲ販売業

一 國籍 ハ 丁林國

一 住所 ハ 上海市ルマレスカニユニアパート一

一 私ハ英語ヲシ貴官ノ英語ヲ了解スルコトガ出来ヌ

一 私ガ丁林國人デアールコトハ相違アリマセヌ

一 佐世保捕獲室検所

此時評定官ハ記録簿丁以下ノ聽取書謄本ノ要旨ヲ英語ニ翻譯
シツテ讀聞ケタリ

一前ニ其ノ通り取調官ニ申シゲタキトハ相違アリマセ又貴國海軍カ
拿捕セシメタハウスポートケートナリ及サンデーハ私力獨逸國
ロズマン氏カラ一萬ニヤルヲ買受ケ現金ヲ支払ヒ私ノ所有トナシ
タモノデアリマセ其時ノ代金領收證ヲ海軍武官府ノ方ニ提出シテ
置キマシタガ其後紛失シタサウデスカク更ニ之ヲ證明スルモノヲ提
出シ度イト思ヒマス

一前ノ調書ニアル在上海英國總領事館係官ガ言ツテ居タ
現別ヲ取調ベタコトハアリマセンガ私ハ丁抹國人ヲ獨逸國人カラ
所有權ヲ取得シタハアルカラ其ノ適用ヲ受ケナイト思ヒマス

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

加書

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 張 谷八州夫

佐世保捕獲審檢所書記 黒木武良雄

通 事 (無)
申 者 B. D. Lindstrom

右謄本也

昭和五年六月二日佐世保捕獲審檢所書記 福垣鉄夫

(捕獲事件第六七八番) 第九號ノ一 日本標準規格B列五號



淡路海防事務所海防司官
同日同視ニ就キ
ナキハ則チニシテ其ノ書
本ノ書ニシテ其ノ人ニ
...

第一回 聴取書

レスポトケトナリ

捕獲事件ニ付昭和十九年

三月二十九日中華民國ニ在リ上海海軍武官府ニ於テ

評定官 龍谷八州夫 ニ對シ
ビーデー

リンド ストローム ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名 ハビーゲールストローム (B.D. Lindstrom)

一 年齢 ハ當 四十五年

一 職業 ハ冷蔵庫ラゲオ販売業

一 國籍 ハ丁抹國

一 住所 ハ上海市マレスカ ニ五二マパート一

一 先日證據書類ヲ提出シ度イト申上ゲテ軍ヤマシカガ
...

ワーズマン氏カラ更ニ當時ノ代金領收證ヲ作ツテ世留ヒマシカガ

左世留 浦 隻 香 僉 所

提出致シユス

此ノ時評定官ハ別紙目錄ノ通りニテ押收シタリ

一ノケトナリレ及「サ」テイ「シ」ヲ使フ時ニ何レモ母國旗ヲ掲ゲテ

居リユシタ

一私ハ上海ニト但樂部ノ會員テハアリマセ又

此ノ二艘ノ船ハ同但樂部ヨリ大分離レタ場所ニ數条行テ思ヒタ

トユカラ合年押セラレタデアリマス 其ノ時ハ母國旗ヲ掲ゲテ居タカ

ドウカ判リマセン 夫レデ此ノ二艘ノ船ガ同但樂部ノ會員カ英米

國人ノ船ト大体同種類モナクテ英米國人等ノ所有ト同達シタカモ

知レマセ又

右ハ書記之ヲ錄取シ本入ニ讀聞カセタルニ相違

ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 滋 谷 八州 夫

佐世保捕獲審檢所書記 黒 木 武 良 雄

通 事 (無)

申 者 B. D. Lindstrom

右腰本也

昭和十九年六月二日 佐世保捕獲審檢所書記 稲垣 鉄 夫

(捕獲事件第百七十八番事件記録ニ係ル在本案ニ関スル件アリ)

證書一冊

Shanghai, March 23, 1944

I, Henry A. Roeman, German citizen,
Resident Certificate No. 240, hereby
affirm that I sold the houseboats
"Kate Mary" and "Sandy" to Mr. B. D.
Lindstrom, Danish citizen, in May
1941 for the sum of Japoi Twelve Thou-
sand Dollars only (\$12,000).
The above houseboats were purchased
by me from Mr. Lavery.

Signed H.A. Roeman

144

右謄本也
昭和十九年六月二日

佐世保捕獲審檢所書記 福垣鉄夫

(捕獲事件第八號事件記録ニ綴綴ノ原本ニ依リ之ヲ作成ス)



聽取書

ハウスボートケートメリー捕獲事件ニ付昭和十九年

三月二十九日中華民国上海市在上海海軍武官社ニ於テ

評定官 滋谷八州夫ニ對シ ローズマン
ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ ローズマン (Rossmann)

一 年齢ハ 當三十八年

一 職業ハ 願中煙草株式会社社員

一 国籍ハ 獨逸國(居住証アリ) (German 德國)

一 住所ハ 上海市アベニユウヘイグ. 五二四

一 貴官ハ 獨逸語ヲ市記スルコトガ出来マセン併シ
殆ド獨逸語ヲ解スルコトガ出来マセン併シ

佐世保捕獲審檢所

私の英語ハ話セルノテ貴官ノ英語ハ了解スル
コトが出来マシ

一 私ハ獨逸國人ナルコトハ相違アリマセ又併シ
北京ヲ生レアノ方面テ育チ母國ニ住ンタコトハ
アリマセ又父ハ獨逸國人母ハ英國人ナルコトハ
カク自述母ノ言語テ之ヲラレテ来マシタソレテ
獨逸語ハ殆ド判ラナイデアリマシ

一 私ハ一九四一年四月頃英國人テイビス氏カラロツ
ク氏ヲ通ジテハウスボート「サンデイ」及「ケート
メリイ」ノ二艘ヲ代金一万二千弗ヲ買取リ三月
位持テ居テ同年五月頃下株國人リンドスト
ローム氏ニ同じ一万二千弗ヲ賣却シマシタ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

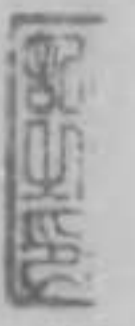
一 私カ此ノ二艘ヲ買受ケタノハ父カ船舶方面ノ
技師ナルコトサレバ船カ好キデアツタト船ノ
割合ニ値段カ安カラシカラデアリマシ

一 又私カ此ノ二艘ヲ賣却シタノハ國際情勢カ不
安ニナリテ値段カ下ル虞カアツタノテ急イ
テ井タト相争ノリンドストローム氏カ滿州以來ノ
古イ友人ナルコト買受ケタ時ノ事情殊ニ其ノ
代金等モ知ラセ居マシタカラ全ク知ラナイ人ノヤ
ウニ利益モ取ラレナイテ原價ヲ賣渡シタノテ
アリマシ

一 此ノ二艘ノ賣買ノ日時カ一九四一年四月頃デア
タコトハ相違アリマシ又



此時評定官ハ証第一席ヲ示シタリ
 一 賞却ノ際リントエトローム氏ニ對シ代金領收
 訖ヲ渡シマシムガ其ノ後紛失シタリテスカラ
 更ニ同じモノヲ作ラテ同氏ニ渡シタモノデアリマス
 前ノモノト相違アリクセヌ



右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

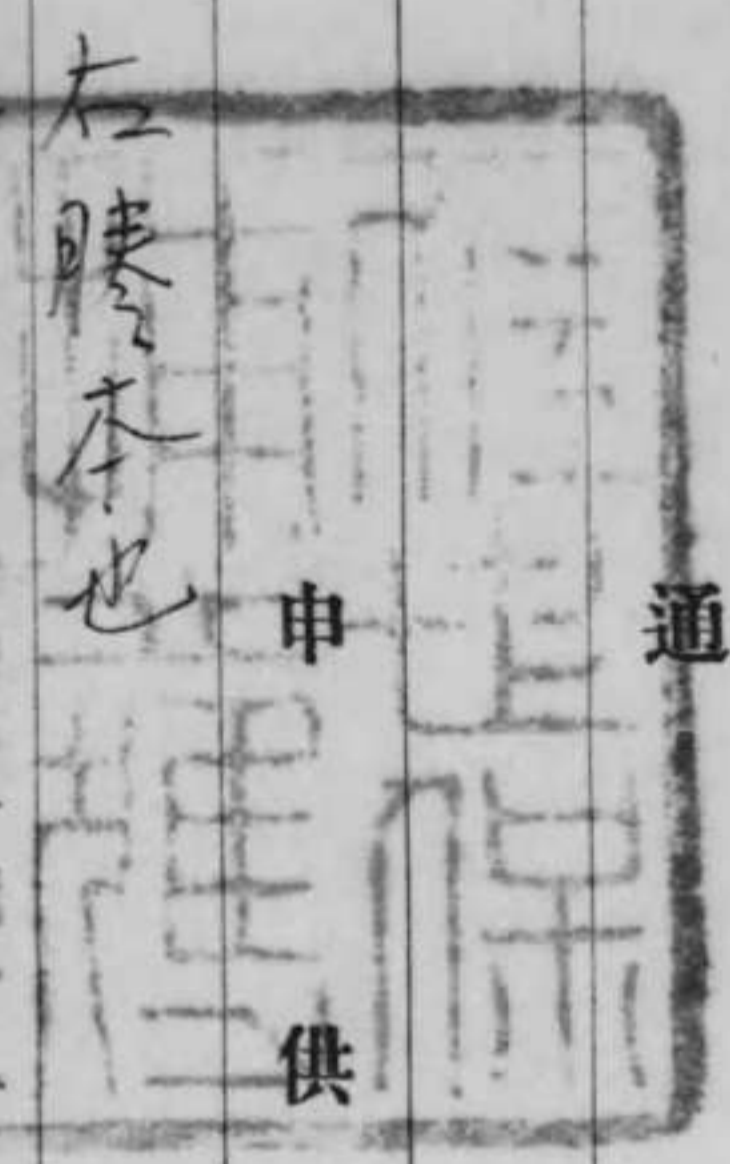
前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 澁谷八州夫

佐世保捕獲審檢所書記 黒木武良雄

事 (無)

者 Rosemann



右腰本也 申 供
 昭和九年六月三日佐世保捕獲審檢所長 稲垣鉄夫

捕獲事件第六号事件記録編綴 原本ニ依リ之ヲ作成ス 第九號ノ二 日本標準規格B列五號

聽取書

ハウスボートケートメリー捕獲事件ニ付昭和十九年

四月七日中華民國上海市在上海海軍武官社ニ於テ

評定官 澁谷八州夫ニ對シ 海軍大尉 井

本敏雄 ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 井本敏雄

一 年齢ハ 三十九年

一 職業ハ 在上海海軍武官社海軍大尉
又那方面艦隊拿捕船船處理委員會委員

一 國籍ハ 帝國

一 住所ハ 在上海海軍武官社

一 何時頃カリンドストロムカ「ケートメリー」ト「サ

ニテイ」ノ二艘ノ船ノ買受代金領收書ヲ類ヲ當

ニ付士長官自筆手交行

澁谷八州夫

上海海軍武官社海軍大尉

又那方面艦隊拿捕船船處理委員會委員

井本敏雄

上海海軍武官社海軍大尉

又那方面艦隊拿捕船船處理委員會委員

昭和十九年四月七日

上海海軍武官社

澁谷八州夫

上海海軍武官社海軍大尉

又那方面艦隊拿捕船船處理委員會委員

井本敏雄

上海海軍武官社海軍大尉

又那方面艦隊拿捕船船處理委員會委員

佐世保捕獲審檢所

武官府之差出シテ置イタト云ツテ其ノコト
加アリコトス其ノ時高武官府ノ関係書類ヲ
取調ベテ見マシ。カ見ホリマセ又テシヨ。若
シ何人が差出シテ居ントスレバ別ノ所デハナイ
カト思ヒマス

此ノ時評定官ハ證第一號ヲ示シタリ

一私ハ其ノヤウナ領收書類ヲ見タコトハアリ
マセ又



第九號ノ一 日本標準規格B列四號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官 澁谷 八州夫

佐世保捕獲審檢所書記 黒木 武良雄

通事 (無)

申供者 海軍大尉 井本敏雄印

右贖本也

昭和九年六月三日佐世保捕獲審檢所書記 稲垣 鉄夫

(捕獲事件第六七八號事件記録編綴、原本に依リテ作成ス)

第九號ノ二 日本標準規格B列五號

佐捕乙第 二五九 號

事件第 六七九 號

下野檢察官

昭和十九年六月十日



佐佐保捕獲審檢所 檢察官 中

昭和十九年六月九日

Handwritten signature and a small square seal at the bottom.

丁扶国 ハウスホート 捕獲事件ニ付、事實ノ調査ヲ了ヘタルヲ以テ之ガ取調書類ハ拿捕シタル艦船部隊指揮官ノ送致書ト共ニ別冊記録ニ編綴致直候條送致書ノ附屬書類相添ヘ別冊記録及送付候

Faint, mostly illegible text on the reverse side of the document, possibly bleed-through or a separate page.

佐捕乙第 三三 號

意見書

事件第 五九 號

丁 孫 國 ハ ス ボ ー ト サ ン デ ー

本件事案ヲ精査致候處右ハ 教船ナルコト
明カナルニヨリ 捕獲ストノ檢定可相成モノ
ト思料候也

昭和十九年六月二十三日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

徳永 榮 吉
古 岸 俊 江

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官 浩太 八 四 五 殿

二二二

佐捕第三十號 B 第列五號

南長 48



事件番號第六七九號
 本件ニ付昭和十九年七月十一日附佐捕乙第二九八號ヲ以テ内閣印刷
 局業務部官報課竝ニ日本タイムス社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ囑託
 シタリ

昭和十九年七月十一日

佐世保捕獲審檢所

記

本件船舶ハ帝國海軍ノタメ拿捕セラレ當廳ニ於テ審檢ヲ爲スニ依
 リ利害關係人ハ公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ各船舶毎ニ
 書面ヲ以テ當廳ニ訴願スルコトヲ得
 右公告ス

昭和十九年七月二十日官報竝ニ日本タイムスニ公告掲

駿濟高野

高野

佐世保捕獲審檢所

只書

110

昭和十九年九月八日
佐世保捕獲審檢所長官 杉浦忠雄 殿
右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也
捕獲事件第 〆七九 號
申請書

申請書

捕獲事件第 〆七九 號

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ訴願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也

昭和十九年 九月 八 日

佐世保捕獲審檢所檢察官 古原俊郎

佐世保捕獲審檢所長官 杉浦忠雄 殿

第 九 九 号

報 告 書

本 部 檢 定 書 籍 本 昭 和 十 九 年 九 月 九 日 當 廳 檢 察 官 二
送 付 シ タ リ

昭 和 十 九 年 九 月 九 日

佐 世 保 彌 漫 書 務 所

警 記

山

田

山

山



佐捕乙第 四三三號

(事件第六七九號)

ハウスボート サンデー

右ハ別紙檢定書ノ通捕獲ト檢定相成確定致候條貴廳ニ於テ相當海

軍官 荷ニ檢行トシテ引渡相煩度捕獲審檢令第三十條ニ依リ此段及

同紙

此而引渡ノ上ハ受領書ヨリ別紙受領書ヲ徴シ同送方御取計相

成候

明治十九年 九月 日

佐世保捕獲審檢所

檢査官

佐世保鎮守府司令長官候爵

小松 輝久 殿

首尾検査官

受領書

ハウスボートサンデー

右捕獲事件解部ト檢定確定候處右船舶檢定書ノ謄本ト共ニ受領致候
昭和十九年十一月三十日

（事件第六七九號）

海軍省事務局長保科善四郎

佐世保捕獲審檢所

檢察官 徳永榮吉 殿

吉野

西曆十八年 五月 廿五日

吉野

吉野